

## < 普通預金口座を開設されるお客さまへ >

### 1. 法人口座・事業用口座・団体預金口座の開設をご希望のお客さま

口座開設は、お客様の「事業所・事務所」のお近くの店舗でお申し込みください。  
なお、口座開設には、お申込みから1～2週間程度のお時間をいただいています。別途ご案内する必要書類をご提示ください。  
詳しくは「法人口座、個人事業用・団体の預金口座を開設されるお客さまへ」をご参照ください。

### 2. 個人のお客さま(事業用でない口座)

- ① 口座開設は、ご自宅や勤務先のお近くの店舗でお申し込みください。
  - 遠隔の支店でお申し込みの場合は、ご利用目的等を詳しくお伺いさせていただき、ご自宅から最寄りの店舗を指定させていただく場合がございます。  
場合によっては、口座の開設をお断りすることがございます。
- ② 本人確認書類(顔写真付き)の原本をご提示ください。
  - ご本人さまであることの確認のため、運転免許証・マイナンバーカードなどの本人確認書類(原本)をご提示願います。
  - 顔写真付きの本人確認書類をお持ちでないお客さまは、当金庫が必要と判断する方法によりご本人さまの確認をさせていただきます。
- ③ 複数の普通預金口座を開設されることはご遠慮ください。
  - すでに普通預金口座をお持ちの場合は、既存の口座をご利用ください。複数の口座をご希望の場合は、その理由やご利用目的等を詳しくお伺いさせていただきます。  
場合によっては、口座の開設をお断りすることがございます。(通帳やお届け印鑑等の紛失によりご利用いただけない場合はその旨をお申し出ください)
- ④ ご利用目的やご職業などについて確認させていただきます。
  - お客さまのご職業や勤務先・口座の利用目的などをお伺いし、確認できる書類(口座振替依頼書や各種契約書・申込書など)のご提示をお願いしたり、当金庫が勤務先等に確認する場合がございます。  
明確な目的がない場合は、口座開設をお断りすることがございます。
- ⑤ キャッシュカード・暗証番号の管理について
  - キャッシュカードを他人に渡すこと、暗証番号を知らせることは、お客さまが金融犯罪に巻き込まれることになります。
  - 不自然な取引が発生した場合は、お客さまにお取引の内容を確認させていただいたり、状況により、その口座のご利用を停止させていただく場合がございます。
- ⑥ お申込みから口座開設まで1週間程度かかる場合がございます。

法令により以下の行為は禁止されており、刑事罰の対象となることもございます。

- 他人に利用させるための口座を開設すること
- 開設した口座を他人に利用させること
- 他人名義の口座を利用して自分の預金を入出金すること

## 住所が滋賀県以外の方へのお願い

犯罪収益移転防止法により、預金口座を開設いただくには本人確認書類のご提示をいただいております。本人確認書類の住所と現在お住いの住所が違う方は、本人確認書類に加えて下記のいずれかの書類の原本をご準備いただきお近くの店舗にお越しくださいますようお願い申し上げます。

書類名	書類の有効期限等
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国税または地方税の領収書または納税証明書</li><li>・ 社会保険料の領収書</li><li>・ 公共料金（電気、ガス、水道、固定電話、NHK）の領収書、または支払い証明書</li><li>・ 官公庁から発行・発給された書類等で氏名・住所の記載があるもの（個人の場合に限る）</li></ul>	領収日付の押印 または発行年月日の記載のあるもので発行後6ヶ月以内のもの

また、当金庫は、地域密着型の協同組織金融機関です。滋賀県を中心に金融サービスの提供を行っており、滋賀県外へ転居される場合は転居される前までに、必ず当該預金口座をご解約いただきますようお願い申し上げます。なお、ご連絡が一定期間取れない場合には、当該預金口座のご利用が出来なくなる場合がございますのでご注意ください。

